

# 税金 (市税) は納期内に納めましょう

問 滞納・納税相談…収納課徴収係 (内線2748) / 納付方法…収納課収納管理係 (内線2742)

## 納税相談はお早めに

納期限を過ぎてから納付すると、本税のほかに延滞金が加算されることがあります。また、税金を滞納したまま放置していると、勤務先への給与照会や生命保険等の財産調査を実施し、差し押さえ等の滞納処分が行われます。お困りの事情がある方は、早めに収納課へ納税相談をしてください。

## 日曜開庁納税相談

時間 8時30分～12時  
13時～17時15分

場 市役所 1 階収納課  
※開庁しない場合もありますので、事前にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

## さまざまな納付方法があります

### ■窓口納付

市役所、各総合支所、取扱金融機関、コンビニエンスストアの窓口

### ■口座振替

指定した預金口座から自動的に払い込まれるため、納付忘れがなく、また納付の手間が省けて便利です。一度手続きをすれば、翌年度以降も継続されます。

甲 預金通帳またはキャッシュカード、預金口座届出印、口座振替依頼書・申込書をお持ちの上、直接取扱金融機関の窓口へ

### ■ページ

取扱金融機関のインターネットバンキングやページ対応のATMから納付できます。※パソコンや携帯電話の場合は事前に手続きが必要です。

### ■クレジットカード

「エフレジ公金支払い」のウェブサイトへ接続し、クレジットカード情報を入力して納付できます。※決済手数料がかかります。



### ■スマートフォン

アプリを利用して、カメラ機能で納付書のバーコードを読み取ることにより、納付できます。



### ■eLTAX

納付書のeL-QRやeL番号を使い、インターネットや全国の「地方税統一QRコード対応金融機関」で納付できます。※詳細は「地方税お支払サイト」をご覧ください。



# ～久喜市に生まれた全てのお子さんへ～ 赤ちゃんスマイル祝金を支給します

問 子ども未来課医療手当係 (内線 3286)  
各総合支所児童福祉係 (☎ 108 / ☎ 239 / ☎ 150)

出生した時点で市内に住民登録のあるお子さんの健やかな成長を応援するため、赤ちゃんスマイル祝金を支給します。

	支給額
第1子	5,000円
第2子	5,000円
第3子	30,000円
第4子	40,000円
第5子以降	50,000円

▲令和5年4月1日以降に出生した児童

**手続き方法** 出生届を提出した後、子ども未来課および各総合支所児童福祉係で申請書を提出  
**申請期限** 出生した日から6カ月以内

※出生児童の数については、出生した児童と同一の世帯に属する18歳を迎えた年度末までの児童の人数によります。  
※特例措置として、令和5年4月1日～令和6年3月31日に出生した第3子以降の児童については、滞納がない等の条件に該当した時は、特例措置の額を支給します。



# 連載 新たなごみ処理施設について紹介します

令和9年4月稼働予定の新たなごみ処理施設について、6回にわたってポイントを紹介します。(第5回)  
問 資源循環推進課施設整備係 (☎ 内線 348)

- 6つのポイント
- POINT 1 安全
  - POINT 2 環境
  - POINT 3 開かれた施設
  - POINT 4 調和
  - POINT 5 経済性
  - POINT 6 にぎわい



POINT 5

## 経済性

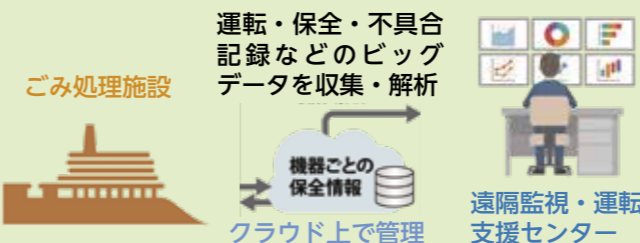
### 適切な事業計画

#### ■ 安心安全な事業遂行

全国で豊富な実績を持つ企業が、経験に基づき適切な事業計画を立て、設計・建設・運営事業を行います。

#### ■ 長寿命化と適切な補修

耐久性の高い機器や材料を用いて、適切に長期間使用できる工夫を施すほか、ICT技術を活用し、データを収集・解析して最適な管理・補修を行います。



### 地元貢献

#### ■ 地元人材の雇用を計画

運営初期から地元人材を多く雇用し、OJT教育や計画的な資格取得により、運営期間を通して、多様な地元人材を積極的に雇用します。充実した資格取得支援を行い、地元雇用人材の確実なキャリアアップを実現します。



#### ■ 地域経済への貢献

新たなごみ処理施設の建設や運営の際に、より多くの市内業者へ発注し、地域経済に貢献していきます。

# 軽自動車税 (種別割) の減免申請期限は5月31日(水)です

問 市民税課諸税係 (内線2690・2691)

## 身体もしくは精神に障害がある方

対 身体もしくは精神に障がいがあり、一定の要件を満たす方が所有する軽自動車または生計を共にする家族の方が所有する軽自動車で、当該身体障がい者等の通院・通学等のために使用するもの

※自動車税 (種別割) [県税] の減免を受けている方は対象外

持 ①納税通知書 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳および自立支援受給者証、戦傷病者手帳のいずれか ③運転免許証 ④別居の場合は生計が同一であることが分かる書類 (源泉徴収票等)

## 公益法人

対 公益のために直接専用する軽自動車  
持 ①納税通知書 ②減免を必要とする事由を証明するもの (設立許可書等)

## 障がい者輸送用改造車

対 その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車  
持 ①納税通知書 ②構造が身体障がい者等の利用に供するためのものであることを証明するもの (車検証の写し等)

## 共通

申 必要書類を添えて、減免申請書 (市民税課、各総合支所市民係 (総合窓口)、市ホームページで配布) を直接または郵送で、市民税課諸税係・各総合支所市民係 (総合窓口) へ

・マイナンバーの記入にご協力をお願いします。  
・前年度に減免を受けた方も手続きが必要です。